一般名処方加算

後発医薬品がある医薬品について、お薬の商品名に代えて有効成分の名前で処方した場合に算定されます。

処方されたお薬のうち、後発医薬品のあるすべての医薬品(2品目以上)が一般名処方されている場合には10点を、1品目でも一般名処方されている場合には8点を、処方せんの交付1回につきそれぞれ処方せん料に加算します。